

## 令和7年度南相馬市事業者支援・市民生活応援事業参加店の遵守事項

- ① 参加店の証明となる店頭表示物（ポスター、のぼり）を掲示します。また、店頭表示物（ポスター、のぼり）は事業終了まで廃棄せず、丁寧に扱います。
- ② 店舗内全従業員に、キャンペーン内容の周知と情報共有をします。
- ③ 自店舗に配布されたくじ券（商品券）について、配布方法に従って配布されたもの以外の当落を自ら確認しません。また、自店舗、他店舗に関わらず自ら使用しません。
- ④ 原材料、機器類、仕入れ商品等の購入のほか、事業活動に伴って生じる支払いに、商品券を利用しません。
- ⑤ 商品券は偽造防止を行っていますが、不正使用が疑われる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに実行委員会事務局に連絡します。
- ⑥ 商品券を受け取った際は、裏面の指定箇所に店名を記入またはゴム印等で押印します。
- ⑦ 換金申込は、必ず、指定された換金期間中に行います。期間を過ぎてからの換金申込はしません。また、使用済の商品券を換金せずに、他の参加店で使用しません。
- ⑧ 商品券利用期間中は、必ず、商品券の取り扱いを継続し、実行委員会から特段の要請がない限り、勝手に取り扱いを終了しません。
- ⑨ 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しません。
- ⑩ 定められた規則内のくじ券の配布や商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めます。
- ⑪ くじ券や商品券の取扱いに関して、実行委員会から改善要請等があった場合、要請に従います。
- ⑫ 実施状況確認や、実施期間中の売上げに関する資料の提供等、実行委員会から指示があった場合、指示に従います。
- ⑬ 店舗名・所在地・業種の公表（ホームページ、チラシ等に掲載）について同意します。
- ⑭ 今後、南相馬市において新たに商品券関連事業を実施する場合、本事業と同様に取り扱うことについて同意します。
- ⑮ 登録する店舗は、以下に該当しません。
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者
  - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
  - ・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- ⑯ その他、参加店として事業が円滑に進むよう努め、本事業の趣旨に反する行為は行いません。
- ⑰ 上記の遵守確認のため、調査協力することに同意します。
- ⑱ 上記を遵守しなかった場合、参加店登録が抹消になっても異存ありません。
- ⑲ 記載した情報は、実行委員会等に提供することに同意します。

- ・提出期限までにお申しいただいた参加店は、事業開始と同時に発行する商品券利用ガイド・商品券利用可能店舗一覧チラシ、事業概要・参加店一覧チラシと南相馬市ホームページに店名が掲載されます。
  - ・提出期限後でも、令和7年6月13日（金・必着）までは随時お申込を受け付けますが、店名の掲載は南相馬市ホームページのみにになります。